

処方箋 第62号

処方箋 第62号

コンビニで「ネット通販の商品代金」を支払わせる新手の詐欺発生！ 注意せんなんで！

スマホで「登録完了・料金28万円・誤操作の方は30分以内に電話連絡を」画面が出た。慌てて電話をしたら「救済制度の手続きをする。一旦28万支払えば手続き費用3万円を差引き25万円返金する。」と言われ、指示されたのでコンビニのマルチメディアキオスク端末の前に立った。電話で言われた番号を入力し紙を出し、レジで支払いをした。帰宅後、コンビニの領収書を見ると大手通販モールで買った商品代金を支払ったことになっている。商品は届いていない。騙されたと思い相手に電話をかけ「警察に行く」と言うと「どうぞ」と答え電話は切れた。(50歳代女性)

<相談の経緯>

即、通販モールに問い合わせると、モールのA店で商品を購入した代金を支払ったことになっていた。詐欺業者が通販業者に成りすまし、商品の空売りをし、その代金を消費者に支払わせるという新手法の手口です。しかも相談者自身の契約（買い物）ではないので、モールのアカウントも分からず、買い物の内容の開示さえできず、通販モールの救済制度も受けられません。コンビニ側も見かけ上は「商品代金の支払い」なので「プリカ詐欺」のように、声掛けもできません。



(参考)

—通販モールの救済制度—
ショッピングやオークションで、代金を支払ったのに商品が届かなかったり、逆に商品を送ったのに代金が支払われない場合の救済制度を設けている事業者もあります。ただし、救済を受けるためには、警察に詐欺として被害届の提出や、相手事業者への内容証明郵便での督促が条件となっているため、消費者は利用しにくい制度です。自分の契約であっても被害後は救済が困難であり、ましてや事例のように他人の契約の救済は不可能です。



「コンビニに行って」と言われたら、それは詐欺です！

ご相談は…
まずは
お電話!!

但馬消費生活センター
たじま消費者ホットライン
マスコットキャラクター
ホットちゃん



しまった、困った、その時は
消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話: 0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話: 0796-23-1999